

条例改正に伴う施設ご利用料金の改定予定について

日頃からひめぎんホールをご利用いただき、まことにありがとうございます。

愛媛県におきましては、物価上昇率や他県類似施設等の状況を考慮し、平成 29 年 4 月 1 日から、全県有施設利用料が改訂される予定です。

今回はひめぎんホール別館の利用料が改正される予定です。
(本館は、大規模改修後の平成 31 年度以降に改正予定です。)

料金については現在、愛媛県と協議中ですが、次のとおりとなる見込みです

改訂料金見込 現行料金×103÷100(10 円未満切捨て)

新料金の適用は平成 29 年 4 月 1 日ご利用分からとなりますが、施設利用料は前納制となっておりますことから、3 月中にご入金される場合は旧料金が適用されます。

なお、現在は旧料金でご請求させていただいておりますが、3 月 31 日までにご入金がない場合は、新料金の適用となりますのでご注意ください。

その際は、ご利用後に差額を精算させていただきますので、ご了承ください。

ひめぎんホール指定管理者
公益財団法人 愛媛県文化振興財団